

景品表示法と健康増進法との執行面における連携について

平成25年1月29日
消費者庁

第1 連携強化の必要性

国民の健康志向の高まりから、いわゆる健康食品が広く普及している中、インターネット等を利用した広告・宣伝が活発に行われている。このような広告・宣伝の中には、虚偽・誇大広告や不当表示のおそれのあるものも見受けられ、これら虚偽・誇大広告等に対する厳正な法執行が求められている。

上記虚偽・誇大広告等に対しては、景品表示法及び健康増進法による法執行が考えられるところ、現状、両法の執行活動は別の課において行われ、連携が十分ではなく、また、両法の要件効果の違いを十分に活用しきれていない。

そこで、消費者庁においては、両法の特徴をいかしつつ、両法が相互に補完し合い、効果的な法執行を行うことのできる体制を作るべく、今後、以下の要領で景品表示法と健康増進法との執行面における連携を図ることとする。

第2 連携強化の具体策

1 違反事件の連携調査（別添「参考資料」参照。）

- ① 表示対策課及び食品表示課の調査官を常時それぞれの課に併任させた上、食品表示担当班を設け、いわゆる健康食品の健康保持増進効果等表示に係る事案については、食品表示担当班におけるこれらの調査官が連携し、景品表示法及び健康増進法の両法の違反事件として調査に当たることができる体制を整える。
- ② いわゆる健康食品の健康保持増進効果等表示に係る事案について、インターネット監視業務での情報を含めて、表示対策課と食品表示課において端緒を全面的に共有し、一元的に食品表示担当班に配分する。
- ③ 食品表示担当班においては、景品表示法及び健康増進法の特徴をいかしつつ、事案の内容に応じ、商品等供給主体（商品又は役務を供給する事業者）及び広告媒体（自ら商品又は役務を供給しない出版社、広告代理店、ショッピングモール等の事業者）に対し、景品表示法及び健康増進法による調査を行う。

2 インターネット監視業務の情報の共有化

現状、いわゆる健康食品の健康保持増進効果等表示であって、法違反のおそれのあるものについて、法違反を未然に防止するため、表示対策課では景品表示法の観点から注意を喚起する電子メールを、食品表示課では健康増進法の観点から改善を要請する電子メールをそれぞれ発出しており、片方の法律の観点にのみ基づいたものとなっている。今後は、法違反のおそれのある表示に関する情報を共有し、景品表示法及び健康増進法の両法の観点に基づいた対応を行う。

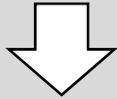
以上

【いわゆる健康食品の健康保持増進効果等表示に係る違反事件の連携調査】

従来

表示対策課

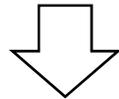
いわゆる健康食品の健康保持増進効果等表示に係る事案



調査

食品表示課

いわゆる健康食品の健康保持増進効果等表示に係る事案



調査

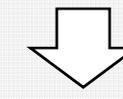
別々に執行活動を実施

- ・不十分な連携
- ・景品表示法及び健康増進法の要件効果の違いを十分活用できず。

今後

表示対策課

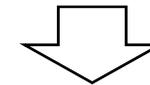
いわゆる健康食品の健康保持増進効果等表示に係る事案
(端緒情報を共有)



食品表示担当班

(表示対策課及び食品表示課の調査官を常時併任)

による調査



事案の内容に応じ、景品表示法及び健康増進法の特徴をいかして対処